

# 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について

保健福祉部 障害福祉課

## 1 支給のあり方の検討方法

- (1) 在宅福祉介護料、重度心身障害児福祉年金及び心身障害者通園奨励費の支給のあり方の検討のポイント
- ・ 事業の目的が現在求められているものであるかどうか。
  - ・ 支援の方法として、現金を支給する方法が妥当であるかどうか。
  - ・ 障害福祉サービスが充実してきたことによって支援のあり方を見直す必要が生じているか。
  - ・ 支給の区分が現状に即しているものであるかどうか。
  - ・ 他市の実施状況
- (2) 調査
- ・ 在宅福祉介護料及び重度心身障害児福祉年金について、支給区分及び支給額の経過を調べた。
  - ・ 中核市及び県内市に照会し、回答を取りまとめた。

## 2 在宅福祉介護料について

- (1) 調査の概要
- ① 支給区分の及び支給額の経過（資料 No. 3-2）
- ・ 支給区分の要件については、表現が変わったがおおむね現在まで同等に区分されている。
  - ・ 区分ごとの支給額については、平成9年まで増加し、平成10年から平成17年まで横ばいであった。
  - ・ 平成12年に始まった介護保険制度開始から5年が経過し、障害者自立支援法の施行によりサービス提供主体が市町村に一元化された平成18年から4年間をかけて支給額を削減した。
  - ・ 平成21年から現在にかけて支給額の変更はない。
- ② 他市の状況
- ・ 中核市においては、同様の事業を実施している市は少ないが、実施している市は、対象者の範囲は本市とほぼ同等となっている。
  - ・ 事業の趣旨として介護者の負担軽減と福祉の増進を謳っているところが多い。
  - ・ 本市の支給額は、実施している市の中で最も低い。

	長野市	中核市の状況
実施の有無	実施	回答 32 市の内、実施 10 市、実施無し 22 市
見直し等	あり方を検討	4 市は近年見直しを実施、3 市は課題がある
所得制限	なし	3 市はあり、8 市はなし
対象者区分	4 区分	1 市は所得により、1 市は他の障害福祉サービス等により区分
支給額	実施市の中では、一部の区分を除いて本市の年額が一番低い	
事業規模	実施市の中では、本市の決算額が一番小さい	
本市は、障害者の在宅福祉介護料の第 3 種に区分する、特別障害者手当受給者に対しては、他の区分より支給額を低くしているが、同様の取扱いをしている市は無い		

- ・ 県内市においては、多くの市が同様の事業を実施している。
- ・ 対象者の範囲は市により異なる。
- ・ 事業の趣旨として本市と同様のところが多い。
- ・ 本市の支給額は、実施している市の中で最も低い。

	長野市	県内市の状況
実施の有無	実施	回答 15 市の内、実施 13 市、実施無し 2 市
見直し等	あり方を検討	2 市は事業の見直しを検討中 4 市は近年見直しを実施
所得制限	なし	実施している 13 市は所得制限なし
対象者区分	4 区分	1 市は他の障害福祉サービス等により区分 1 市は介護期間により区分 1 市は要介護区分による
支給額	実施市の中では、一部の区分を除いて本市の年額が一番低い	
特別障害者手当受給者に対しては、7 市が対象要件の一部に掲げているが、区分して金額を低くしている市は無い		

## (2) 検 討

### ○考 察

- ・ 障害者の在宅福祉介護料は、在宅の障害者を介護する人に対してその労に報い、併せて家族の福祉の増進を図ることを目的として、介護をする人に向けた支援策となっている。
- ・ 高齢者の介護をする人にも同じ在宅福祉介護料が支払われている。
- ・ 障害年金及び特別障害者手当は障害者本人に対するものであり、介護者に支給されるものは在宅福祉介護料のみである。
- ・ 障害福祉サービスの制度が確立されたことにより、訪問系の居宅介護や通所系の生活介護などの利用が増加している。

- ・ 障害福祉計画策定にかかるアンケートにおいては、主に日常生活の援助、介助、介護している人が誰であるかの問いに対して、配偶者、父母、子などの家族の合計の割合が障害者全体の中の 57.8%となっており、施設やグループホームの職員の 6.0%を大きく上回っている。(その他 3%、介護等は受けていない 15.6%、無回答 17.6%)
- ・ 介護者に直接届き、それぞれの事情に合わせて使うことができるものとして、現金を支給する方法が行われている。
- ・ 本事業においては、障害者自立支援法制定に合わせて、平成 18 年から平成 21 年までの 4 年間に減額を行っている。
- ・ 第 1 種及び第 2 種については、高齢者の在宅福祉介護料と同様の要件で支給しているため、高齢者の在宅福祉介護料と整合をとる必要がある。
- ・ 第 3 種については、障害の状態が最も重い区分であるが、特別障害者手当を受給しているので、支給額は低く設定している。
- ・ 第 4 種の経過的福祉手当受給者は、障害基礎年金制度が開始されたときに、福祉手当から障害基礎年金に移行できなかった人が該当するもので、現在 7 人が在宅福祉介護料の対象となっている。
- ・ 他の実施市と比較して、本市の支給額は低くなっている。

#### ○支給のあり方の方向性

- ・ 当面は現状のとおり継続する。
- ・ 介護保険サービス、障害福祉サービスなどの状況を見ながら、支給のあり方の検討を続ける。

### 3 重度心身障害児福祉年金について

#### (1) 調査の概要

##### ① 支給区分及び支給額の経過（資料 No. 3-2）

- ・ 支給区分については、現在まで変更がない。
- ・ 区分ごとの支給額は、平成9年まで増加、平成10年から横ばいとなっている。

##### ② 他市の状況

- ・ 中核市においては、同様の事業を実施している市は少ないが、実施している市は、対象者の範囲は本市とほぼ同等となっている。
- ・ 事業の趣旨として生活の安定と福祉の増進を謳っているところが多い。
- ・ 本市の支給額は、実施している市の中で高額となっている。

	長野市	中核市の状況
実施の有無	実施	回答 32 市の内、実施 12 市、実施無し 20 市
見直し等	あり方を検討	1 市は事業の見直しを検討中 1 市は平成 17 年事業廃止の経過措置で支給
所得制限	なし	3 市はあり、9 市はなし
対象者区分	障害の程度等により 3 区分	1 市は所得による 2 市は障害の程度等により区分
支給額	実施市の中では、1 市が本市より高い年額、11 市が本市より低い年額	
事業規模	実施市の中では、1 市を除き本市の決算額の方が大きい	
本市は、重度心身障害児福祉年金の第 3 種に区分する障害児福祉手当受給者に対しては、他の区分より支給額を低くしているが、1 市は支給の対象から外している。一方で 1 市は障害児福祉手当受給者の区分が他の区分より高い支給額である		

- ・ 県内市においては、多くの市が同様の事業を実施している。
- ・ 対象者の範囲は市によって異なるが、本市の支給額は最も高くなっている。

	長野市	県内市の状況
実施の有無	実施	回答 15 市の内、実施 12 市、実施無し 3 市
見直し等	あり方を検討	2 市は事業の見直しを検討中 2 市は近年見直しを実施
所得制限	なし	実施している 12 市は所得制限なし
対象者区分	障害の程度等により 3 区分	3 市は障害の程度等により区分
支給額	一部の区分を除いて本市の年額が一番高い	
障害児福祉手当受給者に対しては、6 市が対象外		

## (2) 検 討

### ○考 察

- ・ 県内市では無いが、中核市の3市は所得制限を行っている。
- ・ 障害福祉計画策定にかかるアンケートにおいては、通学の送迎、専門医が近くにいないなど距離を移動することに対する負担や、手続きに出向かなければならない、施設が満員で利用できない、急用に対応できないなどの制約と負担などに関する意見が上がっている。
- ・ 児童通園施設等で受けられるサービスは充実してきているが、通学、通院等の保護者が担う部分の負担などに対して引き続き支援が必要であると考えられる。
- ・ 児童発達支援センター及び放課後等デイサービスが不足しており、身近な地域で十分なサービスを受けられない部分があり、保護者の負担が大きいのが現状である。
- ・ 個々の事情により、さまざまな支援が求められるため、現金を支給する方法が妥当であると考えられる。
- ・ 第3種については、障害の状態が最も重い区分であるが、障害児福祉手当を受給しているので、支給額は低く設定している。

### ○支給のあり方の方向性

- ・ 当面は現状のとおり継続する。
- ・ 児童福祉サービスをとりまく状況の変化などを見ながら、継続して支給のあり方を検討する。

#### 4 心身障害者通園奨励費について

##### (1) 調査の概要

###### 他市の状況

- ・ 中核市においては、類似する事業を実施している市は少ないが、実施している市の対象者の範囲はおおむね本市が対象とする範囲内である。
- ・ 公共交通については2分の1補助が多く、自家用車については実費の一部相当として定額を支払っている。

	長野市	中核市の状況
実施の有無	実施	回答 32 市の内、実施 12 市、実施無し 20 市
見直し等	あり方を検討	1 市は平成 28 年度から廃止 6 市は近年見直しを実施、3 市は課題がある
所得制限	なし	4 市は生活保護受給者を対象外
対象者	通所者	3 市は障害者又は障害児、5 市は障害者 3 市は精神障害者のみ 1 市は知的障害者及び介護者・精神障害者
対象施設	日中活動系サービス 児童通園通所施設 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	9 市は日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続）及び地域活動支援センター 2 市は日中活動系・地域活動支援センター及び児童通園施設、1 市は児童通園施設
通園手段	公共交通 自家用車 (2 km 以上) バイク・自転車・徒歩	1 市は公共交通・自家用車・バイク・自転車 2 市は公共交通・自家用車・バイク 2 市は公共交通・自家用車、6 市は公共交通のみ 1 市は手段不問 内 2 市は事業所送迎実費支払い対象
公共交通	1 / 2	5 市は 1 / 2 2 市は障害者割引控除（1 / 2 相当） 2 市は日定額制、2 市は月定額制
自家用車	月定額制 (片道 2 km 以上 月額 2,000 円)	1 市は月定額制 2 市は日定額制 2 市は月距離制
その他		1 市が方法を問わず定額

- ・ 県内市においては、多くが類似する事業を実施している。
- ・ 対象者の範囲は市により異なる。
- ・ 公共交通については2分の1補助が多く、自家用車については燃料実費に応じて支払う市が多い。

	長野市	県内市の状況
実施の有無	実施	回答 14 市の内、実施 12 市、実施なし 2 市
見直し等	あり方を検討	1 市は平成 29 年度から廃止 2 市は事業の見直しを検討中、3 市は課題がある
所得制限	なし	1 市は所得制限がある
対象者	通所者	9 市は障害者又は障害児、1 市は障害児のみ 2 市は障害者のみ
対象施設	日中活動系サービス 児童通園通所施設 (児童発達支援・放課 後等デイサービス)	4 市は日中活動系・地域活動支援センター及び児童 通園施設 2 市は日中活動系及び児童通園施設 1 市は日中活動系、1 市は児童通園施設 2 市は指定施設及び児童通園施設 1 市は指定施設のみ 1 市は障害児入所施設
通園手段	公共交通 自家用車 (2 km 以上) バイク・自転車・徒歩	2 市は手段を問わない 1 市は公共交通・自家用車・バイク・自転車 1 市は公共交通・自家用車・バイク 6 市は公共交通・自家用車 1 市は自家用車のみ、1 市は高速道路使用のみ
公共交通	1 / 2	2 市が実費、3 市が 1 / 2、1 市が 2,000 円超過分 1 市が 2 km 超過分、2 市が 2,000 円超過分の 1 / 2
自家用車	月定額制 (片道 2 km 以上 月額 2,000 円)	2 市が燃料代、4 市が燃料代 1 / 2 1 市が 2 km 超過分燃料代 2 市が燃料代 2,000 円超過分の 1 / 2、1 市が定額制
その他		1 市が高速代のみ、1 市が方法を問わず定額

## (2) 検 討

### ○考 察

- ・ 障害者又は障害児施設への通所・通園費用については、一部の公共交通機関の割引が適用されるが、特に遠方に通所する場合、大きな負担となっている。
- ・ 平成 25 年度の長野市の就労継続支援の平均工賃は、A型が 106,668 円、B型が 15,134 円となっている。
- ・ 障害福祉サービスを利用するにあたり、通所・通園に交通費が掛かっても手当されず、また、就労継続支援などでは、「働きに通っているのに通勤費が出ない」状況にあることから、障害者の自立の促進のために交通費の補助を行う必要がある。
- ・ 本市は、事業所が実施する送迎の利用者負担については、対象としていない。
- ・ 公共交通費については、多くの市と同じ 2 分の 1 の補助率を採用している。
- ・ 自家用車使用については、月定額制をとっている。

- ・ 自転車、徒歩については、他市では支給している例はほとんど無い。

#### ○支給のあり方の方向性

- ・ 通所、通園にかかる費用負担を支援する方法が他に無い人に対して、その一部を支給するという目的のために継続実施する。
- ・ 自転車、徒歩については、他市の状況や事業所による送迎に対する支給が無いこととの公平性を保つことなどを考慮して対象から除く。